平成２８年（フ）第３４７号
京都府城陽市平川指月140番地　田中ハイツ10号
債務者　中村　秀子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６８号
京都府八幡市八幡盛戸24番地の26、前住所京都市南区久世川原町130番地２　第一コーポ川原205号室
債務者　吉森　　誠
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４３４号
京都市上京区大宮通寺之内上る３丁目北仲之町534番地
債務者　西澤　清向（旧姓横江）
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４６６号
京都府宇治市大久保町北ノ山104番地の16大久保ガーデンヒルズ202号、前住所京都府城陽市平川横道81番地の１　グローバル久津川204号
債務者　堀　　繁雄
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
兵庫県尼崎市食満２丁目11番１―402号
債務者　髙橋　広樹
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７４号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目21番７号　西稲葉パークハイツ201号
債務者　**眞**殿　文子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１１号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目26番地の32
債務者　濵野　美幸
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２０号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目13番８号　パークハウス101
債務者　**西**井　　**廣**
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３２号
兵庫県尼崎市西難波町４丁目６番30号　朝日プラザアペックスコート西難波411号
債務者　中島浩こと　鄭　　鎭浩
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１０号
奈良市神功３丁目15番地の13Ａ
債務者　中井　文継
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３２号
広島県尾道市向東町1953番地１　向島ハイツ211号
債務者　中村さやか
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第８４号
愛媛県松山市三番町１丁目14番地１　第２大西ビル705号
債務者　星山　史織
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０４号
愛媛県松山市生石町429番地９
債務者　**藤**谷　賢二
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０７号
愛媛県松山市森松町915番地　クレストール森松Ⅱ201号
債務者　青木　幸恵
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０８号
愛媛県松山市保免中２丁目２番３号　平井マンション406号
債務者　**吉**本　淳子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０９号
愛媛県松山市保免中２丁目２番３号　平井マンション406号
債務者　**吉**本　紗弥
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７１号
熊本市中央区帯山４丁目26番15号　スペックス水前寺東101
債務者　水本　優里
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係